

議案第91号

筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和3年11月30日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「令第8条第1項第2号ロからニまで」を「原則として、令第29条の9各号」に改める。

第6条第1項第5号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第7条中「第6条第1項各号」を「前条第1項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の筑西市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。